国際協力銀行 総裁 田波 耕治 殿

『「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」に係る実施状況確認調査報告書』 追加調査実施の要請について

2007年11月29日に貴行が公表されました『「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」(以下ガイドライン)に係る実施状況確認調査(以下本調査)報告書』(国際金融等業務)は、「環境ガイドラインの実施状況を確認するとともに、環境ガイドラインの改訂に関する検討を行うための基礎資料を作成する」ことを目的に掲げております。私たちは、本調査をガイドライン改訂の議論のためにきわめて重要なものと認識しており、本調査が所定の目的を達成できるかどうかという視点からの評価および他の国際金融機関の同種の調査との比較を行いました。その結果、本調査は下記の点できわめて不十分であると考えております(詳細は別添1および別添2をご参照下さい)。

- 1. ガイドラインの効果と課題の分析が行われていない。
- 2. 調査手法が不明確・不十分である。
- 3.調査範囲が限定的である。
- 4. 貴行の行内手続きおよび意思決定に係る判断の妥当性の評価が行われていない。
- 5. 環境レビューの内容面での評価が行われていない。
- 6. 住民協議や環境アセスメント (EIA) 報告書の公開についてガイドライン不遵守の可能性も読み取れるのにも関わらず、それに関する説明が行われていない。

これらのことから、私たちは、現在の調査のみでは本調査の所定の目的を十分に達成することができないことを危惧しております。

つきましては、<u>下記を基本方針とする追加調査を実施することを要請いたします</u>(<u>別添 3</u>: TOR 案参照)。

<内容に関する方針>

『「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」に係る実施状況確認調査』(国際協力銀行、平成 19 年 11 月、以下「既存調査」)の成果を活用し、その不足分を補うことガイドラインの第 1 部、第 2 部の主要な要件の達成状況に関する評価を行うことガイドラインの実施上の課題と、ガイドライン自体の課題を明らかにすること現在の環境審査の有効性に関する評価を行うこと

既存調査において記載されているステークホルダーへの説明が実施されていなかった案件、 EIAの公開が行われていなかった案件、住民移転計画が策定されていなかった案件については、 その詳細を確認すること

<調査実施方法に関する方針>

机上調査に加え、行内担当者、審査実施者、事業実施主体、外部専門家、影響住民、関連 NGO などへのアンケート・ヒアリング、事例調査を通じて、調査を実施すること

調査機関の選定方法、調査機関、調査 TOR(案および最終版) 調査実施手法、調査結果は公開すること

調査ドラフトは公開し、コメントを求めること。

よろしくご高配頂ければ幸甚です。

以上

環境・持続社会研究センター(JACSES) 原子力資料情報室 国際環境 NGO FoE Japan 市民外交センター メコン・ウォッチ 満田夏花(地球・人間環境フォーラム)

- ・ 別添 1: 『「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」に係る実施状況確認調査』(国際協力銀行 平成 19 年 11 月公表)についてのコメント
- ・ 別添 2: 国際金融公社(IFC)、アジア開発銀行(ADB)、国際協力銀行(JBIC) 国際金融等業務の環境社会配慮ガイドライン評価の比較
- ・ 別添 3:「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」に係る実施状況確認調査 追加調査 TOR(案)

【連絡先】

国際環境 NGO FoE Japan

〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-30-8 みらい館大明 1F

TEL: 03-6907-7217 FAX: 03-6907-7219

「開発金融と環境プログラム」 神崎尚美、清水規子